

五 イ 方 募 価 法 入 格 決 定 競 争 の	四 發 行 方 法	三 用 振 替 等 法 の 適 合	二 の 法 律 項 及 び 根 拠	一 發 行 號 及 び 抛 記	行 平 條 件 等 を 次 の 年 と 六 月 九 日 競 争 う 札 価 振 の 以 律 債 例 下 債 項 律 計 四 政 第 に 号 法 二 関 一 十 す 第 三 組 四 号 法 条 四 律 第 四 平 項 十 成 及 六 十 び 律 九 条 特 别 第 三 年 别 第 五 十	○ 財 務 省 令 第 三 十 八 号 ～ 第 百 八 七 号 利 付 國 庫 債 券 大 臣 財 務 大 臣 麻 生 太 郎 國 債 づ き 發 、 大 藏
各 申 込 み の う ち 応 募 価 格 の 高 い	価 ～ を 場 で 競 争 う 札 価 振 の 以 律 社 一 法 会 十 財 回 利 付 格 国 定 特 あ 争 入 ～ へ 格 替 適 下 ～ 債 項 律 計 四 政 ～ 第 五 条 第 競 債 め 別 つ 入 札 に 以 を 機 用 ～ 平 、 株 ～ 第 一 門 ～ 第 一 十 一 争 市 る 参 て 札 発 に 下 競 関 を 振 替 株 ～ 第 二 門 ～ 第 二 十 一 入 場 も 加 、 と 行 ～ 「 価 争 は 受 替 式 ～ 第 三 門 ～ 第 三 十 一 札 特 の 者 財 同 ～ 「 価 に 日 接 ～ 第 三 十 二 ～ 第 三 十 一 発 別 に ご 務 時 と 行 ～ 「 価 に 付 本 ～ 第 三 十 三 ～ 第 三 十 一 行 参 よ と 大 に い ～ 「 価 格 競 し 銀 行 の ～ 第 三 十 三 ～ 第 三 十 一 ～ 加 る に 臣 行 ～ 「 以 争 行 の ～ 第 三 十 三 ～ 第 三 十 一 と 者 発 応 が わ ～ 下 入 行 ～ 「 と う ～ 第 三 十 三 ～ 第 三 十 一 い ～ 行 募 各 れ 及 ～ 札 わ す ～ 「 と う ～ 第 三 十 三 ～ 第 三 十 一 う 第 ～ 限 国 る び 価 ～ れ ～ 「 の ～ 第 三 十 三 ～ 第 三 十 一 ～ I 以 度 債 入 価 格 と ～ 「 そ 規 ～ 第 三 十 三 ～ 第 三 十 一 非 下 額 市 札 格 競 い 入 の 定 ～ 第 三 十 三 ～ 第 三 十 一	法	の 法 律 項 及 び 根 拠	發 行 號 及 び 抛 記	行 平 條 件 等 を 次 の 年 と 六 月 九 日 競 争 う 札 価 振 の 以 律 債 例 下 債 項 律 計 四 政 第 に 号 法 二 関 一 十 す 第 三 組 四 号 法 条 四 律 第 四 平 項 十 成 及 六 十 び 律 九 条 特 别 第 三 年 别 第 五 十	○ 財 務 省 令 第 三 十 八 号 ～ 第 百 八 七 号 利 付 國 庫 債 券 大 臣 財 務 大 臣 麻 生 太 郎 國 債 づ き 發 、 大 藏

七 口 イ 払	六 口 イ 発
行争非者特国入価込	入価行争非者特国入
入価・別債札格	札格行入価・別債
札格第参市発競金	発競札格第参市
発競I加場行争額	行争額発競I加場行
七万八百円千四二百	でた条特百債のに一つ定う額
十三億九十八億六百七千七十五万円	六利第別三に規関億いにち面 百付一會十つ定す三て基、金 五国項計五いにる千はづ財額 十債のに億て基法八、き政で 七に規関六はづ律十額發法七 億つ定す千、き第五面行第千 円いにる九額發四万金し四三 て基法百面行十円額た条百 、づ律十金し六、で利第三 額き第五額た条特五付一十 面發四万で利第別千国項七 金行十円千付一會五債の億 額し六八国項計百に規円
	込募各当も み限国ての の度債るか 応額市。ら 募の場そ 額範特 を囲別応 割内參募 りに加額 當お者を ていご順 るてと次 。各の割 申応り

十四	十二	口イ一	十八
初 期 利 子	の経利行 払過 込利 み子率	争非者 入価・別債 札格第参市 發競I加場	特国入価發 札格行行 競価行争格 日
			振額最 低額面金 位
規下は期た期平 定、が金と成 す次そ銀額し二 る号の行を、十 期及翌休支次八 日び営業払の年 に第業う算九 つ十日。式月 い六にたに二 て号支當だよ十 同に払たしり日 じおうる、算を いへと支出支 て以き払し払	る定り払募年 。す算込入○ る出金決・ 期し額定八 日たにのパ に金加通ト 払額え知セ いを、をン 込第次受ト む二のけ も十算た の号式者 とにには す規よ、	銭額十額 面錢面 金以金 額上額 百の百 円そ円 にれに つぞつ きれき 百の百 十応十 三募二 円価円 十格七	平す額の振 成るの記替 ニ。整載法 十八数又の 百八年 年五記定 金録に 額はよ に、る よ最振 日低替 も額口 の面座 と金簿
$\frac{額面金額 \times 0.8}{100 \times 1/2}$	$\frac{\text{額面金額の総額} \times 0.8}{100 \times 365}$		

二 十 十 十 十  
十 九 八 七 六 五

払 者 入 払 元 償 償 後 第  
込 札 場 利 還 還 の 二  
期 参 所 金 金 期 利 期  
日 加 支 額 限 子 以

平 財 日 額 平 利 て を 每  
成 務 本 面 成 子 、 支 年  
二 大 銀 金 五 を そ 払 三  
十 臣 行 額 十 支 の 期 月  
八 か 百 八 払 日 と 二  
年 ら 円 年 う 以 し 十  
五 通 に 三 ° 前 、 日  
月 知 つ 月 六 各 及  
十 を き 二 月 支 び  
六 受 百 十 間 払 九  
日 け 円 日 に 期 月  
た 者 属 に 二  
す お 十  
る い 日